

〔設問〕

無効の行政行為の判別基準について「重大明白説」は、被告・国側の主張のように、瑕疵の重大性に加えて、瑕疵の明白性を要求している。これを踏まえ、本件の被告・国側の主張が妥当か否かにつき、とりわけ本件において瑕疵の明白性を要求することの妥当性を中心に論評しなさい。なお本問は、行政救済法の知識を問うものではないので、解答にあたっては、無効確認訴訟の要件など、訴訟法上の論点について言及する必要はない。解答は、茶色の解答用紙（その2）にしるせ（1000字以内）。

2010年度

## 公法問題用紙

### 注意

1. 試験開始の指示があるまでこの問題冊子を開いてはいけません。
2. 解答用紙は黒インクのボールペンまたは万年筆で記入してください。黒インクのボールペンまたは万年筆を忘れた者は監督に申し出てください。（黒鉛筆・シャープペンシルなどを使用してはいけません。）
3. この問題冊子は4ページまでとなっています。試験開始後、ただちにページ数を確認してください。
4. 解答用紙にはすでに受験番号が記入されていますので、あなたの受験番号の番号であるかどうかを確認してください。
5. 解答は解答用紙の指定された解答欄に記入し、その他の部分には何も書いてはいけません。
6. 解答用紙を折り曲げたり、破ったり、傷つけたりしないように注意してください。
7. この問題冊子は持ち帰ってください。

I. 生存権の法的性格をめぐる諸説を説明した後、所轄庁告示の改正により生活保護の老齢加算を廃止することに伴う憲法問題について論ぜよ。解答は、紺色の解答用紙（その1）の表面にしるせ。（1000字以内）

II. 次の問(1)・(2)のうち、どちらか一つを選択して、その内容について説明せよ。解答は、紺色の解答用紙（その1）の裏面にしるせ。また、選択した問題番号を解答用紙の所定欄に明示せよ。（500字以内）

(1) 二重の基準論

(2) 法の支配

III. X1, X2（以下、「Xら」という）は夫婦で、Aは、X2の姉の内縁の夫であるが、Aは、Xらに無断で、自己所有の土地（以下、「本件土地」という）についてX1に所有権移転仮登記を行い、さらに本件土地の上に所在する自己所有の建物（以下、「本件建物」という）につき、X2に所有権移転登記を行った。その後、Aは、借金の返済を迫られたため、これら土地建物の売却をおもいつき、売買の際には土地と建物の名義を同一にしておくのが有利であると考え、Xら名義の印章を無断購入して印鑑届をしたうえ、Xら名義の売買契約書、登記申請書、委任状等を偽造し、これを行って、本件土地につきX1に対する所有権移転の本登記を、本件建物についてX2からX1に対する所有権移転登記を行い、その後同土地・建物をBに売却した。

要するに、この取引はXらがまったく知らないところで、もっぱらAが不正な手段を用いて行ったものであって、課税処分の基礎資料となった登記簿の記載の現出等に、Xらはいかなる原因も与えたものではない。当然、Xらには何の売買所得も生じていなかったのであるが、これについて所轄のY税務署長は、主として登記簿の記載に依拠しつつ、これに買受人であるBに対する反面調査の結果を加え、Xらが同署長の呼出しに応じて上記のような事情を説明したにもかかわらず、本件土地及び本件建物の売却につき譲渡所得を認定し、Xらに対し、所得税の課税処分（以下、「本件課税処分」という）を行った。

これに対して、Xらは本件課税処分を争うことを考えたが、既に不服申立期間が経過した後であったため、同処分は、看過できない重大な瑕疵があり、そもそも何の所得も生じていないのに所得税の賦課するのは著しく正義に反するもので、無効であると主張し、国を被告とする本件課税処分の無効確認訴訟を提起した。

これに対して、被告・国側は、「最高裁判例によれば、行政処分が当然無効であるというためには、当該処分に重大かつ明白な瑕疵がなければならず、そこにいう瑕疵の明白性とは、処分の要件の存在を肯定する処分庁の認定が誤認であることが、処分成立の当初から、外形上、客観的に明白である場合を指し、更に瑕疵の明白性の判定は、処分の外形上、客観的に誤認が一見して看取り得るか否かによるべきである、とされている。そもそも課税処分において、瑕疵が重大である場合はあっても、瑕疵がこのような意味で明白な場合というのはにわかに想定しがたく、本件においても、本件課税処分が、外形上、客観的にその誤認が明白であったとは認められない。また、本件のように不服申立期間経過後に無効を認め、課税処分の効力を否定することは、徴税事務の円滑な遂行に重大な支障を及ぼす。従って、本件課税処分は当然無効ではない。」と主張した。